

専決処分の報告及び承認について

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の制定については、新型コロナウイルス感染者に対する生活支援等に係る業務に対応するため、職員に従事させる必要があることから、特に緊急を要すると認め、新型コロナウイルス感染者の健康管理、生活支援、搬送等を行う職員に支給する特殊勤務手当の特例を設けるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月15日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

新型コロナウイルス感染者の健康管理、生活支援、搬送等を行う職員に支給する特殊勤務手当の特例を設けるため。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特
殊勤務手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号。以下「給与条例」という。）第13条第2項に規定する特殊勤務手当の支給額の特例を定めるものとする。

(防疫等作業手当の特例)

第2条 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の感染者が療養のために宿泊する市内の宿泊施設のうち市長が定めるものの内部又はこれに準ずるものとして市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、給与条例第13条第2項の規定は適用しない。

2 前項の防疫等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の感染者の身体に接触して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年3月9日から適用する。

(内払)

2 この条例の規定を適用する場合には、給与条例第13条第2項の規定に基づいて支給された防疫等作業手当は、この条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。